

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 3 日(金) 午前 10 時 40 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 上田委員長ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大嶧局長・宮本次長
8. 協議事項
6 月定例会本会議(7 月 3 日)から付託された事件(議案 1 件)
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 10 時 40 分 閉会 11 時 15 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 7 月 3 日

予算決算常任委員長

上 田 啓 二

記 録 調 製 者

宮 本 啓 治

上田委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 29 号「令和 8 年度長門市一般会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。はじめに、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長 それでは、企画政策課所管分につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書の 8 ページから 9 ページ、第 1 目「総務費国庫補助金」の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」につきまして、2,007 万 5,000 円を計上しております。この交付金は、6 月 5 日に成立いたしました国の令和 8 年度補正予算において、重点支援地方交付金が追加措置されたもので、内容につきましては物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する推奨事業メニュー分として本市に配分がございました 2,007 万 5,000 円を計上するものでございます。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 では、補正予算書の 8 ページ、9 ページの 16 款「国庫支出金」、2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,007 万 5,000 円ですけれども、まずこの交付金は繰越等の考え方についてはどうなっているか、お伺いします。

政策調整班長 今回の交付金につきましては、原則として繰越はできないものとされていることから、年度内の執行が必要となります。

ひさなが委員 年度内の執行ですね。わかりました。では、次に 6 月 5 日に交付金の通知が来たというところで、そこからメニューを決定されるまでの流れについて、どのようなものだったのかお伺いいたします。

企画政策課長 今、補足説明で申し上げたとおり、6 月 5 日付で今回の交付金の概要、交付限度額等の通知がありまして、可能な限り早期の予算化に向けまして部長会議等を通じて情報の共有と事業の募集を行いました。活用希望のあった課とは交付金の基本的な考え方を共有した上で、財政課とも協議を行いまして予算計上を行ったところでございます。

ひさなが委員 では、最後です。今、考え方を共有したというお話がありましたけど、具体的にどういった考え方を共有されたのか、もうちょっと詳しくお伺いしてもよろしいですか。

企画政策課長 今回の交付金の趣旨というところで、物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援する事業として広く届けることを最優先に情報のほうを共有いたしまして、検討を行ったところでございます。

上田委員長 よろしいですか。ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、企画政策課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

総務部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

ひさなが委員 それでは、予算書 10 ページ、11 ページの第 1 項「総務管理費」、第 3 目「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業」の中に水道の補助が多分あったと思います。そこに財政課から出しているのだと思うんですけど、これが全て交付金ではなくて、一般財源がその財源に含まれている理由についてお伺いします。

財政課長 本事業につきましては、全額交付金対象となりますが、ご指摘の財源が全額交付金でないということの理由につきましては、過去の交付金事業を参考にいたしまして、交付金を有効に使い切るために一般財源を加えた形で全体の事業規模を決定したことによります。本事業に交付金の対象外経費があるからではなく、本事業の交付金充当額が最も大きいことから、一般財源はこの事業に片寄せし全額を割り当てたことによるものです。

上田委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般についてご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため、順次休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:45 —

— 再開 10:46 —

上田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生活環境課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はありません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

田村継委員 飲料用井戸等利用者支援事業、予算資料 10 ページから 11 ページ、説明資料 1 ページ、第 43 目「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費」、こちらについてお伺いします。事業コード 010 です。対象のほうは 1,000 世帯及び 100 事業所と書いてありますが、こちらのほうは推計なのかをお伺いいたします。

生活環境課長補佐 まず、世帯につきましては、5 月末の住民基本台帳における 1 万 5,221 世帯に、過去の調査等から想定される井戸水利用率が 7 パーセントであることから、1,000 世帯と推計いたしました。事業所数については、正直、正確な実態の把握が困難であるため、100 事業所と仮定して予算を計上しております。

田村継委員 じゃあ、類推ということの解釈でよろしいでしょうか。

生活環境課長補佐 事業所のほうは、そのとおりです。

田村継委員 世帯のほうをちょっとお伺いしたいんですけれども、これの支援のほうは申請主義になるご予定ですか。

生活環境課長補佐 申請によるものにしております。

田村継委員 では、どのようにその方たちにお伝えをするのか、またどのぐらいの世帯が申請するか、見込みがあればお伺いいたします。

生活環境課長 申請という形ですので、当然、対象者 1 人 1 人に直接通知することができませんことから、広報ながとでありますとか市のホームページ、それから市の公式 LINE 等を活用して、事業の目的、対象者、それから申請方法についてできるだけ多く周知をしてまいりたいというふうに考えております。

田村継委員 周知の方法についてお伺いします。例えば、自治会のほうに赴いて説明する、そういった手段等をお考えかお伺いします。

生活環境課長 現状では、一応広くというところで、市の広報、それから市のホームページ、公式 LINE 等を活用するというところで今検討しております。

田村継委員 では、私のほうから最後に聞こうと思うんですが、これは申請できる期限はいつまでなのか、もしそれを過ぎてしまった場合はどうなるのかお伺いいたします。

生活環境課長補佐 申請期間は、年度内事業完了が求められていることから、12 月までの申請期間を予定しています。最速で今、9 月、10 月、11 月、12 月の 4 か月間を予定しています。

中平委員 ちょっとね、飲料用井戸等の「等」というのは、ちょっと言えば、湧き水——井戸っていうのは 3 メートル、4 メートル掘って地下水を汲み上げるとか、湧き水っていうのは、よくドラム缶ぐらいの石棺に、山から出てくる水を貯める。それを飲料用等っていうのは、それはこの「等」に含まれるんですか。

生活環境課長 今言われました、そういった湧き水等も全て含んだ形での支援となり

ます。

中平委員 この飲料用にするには、僕の拙い知識だと、保健所の許可なんか要りますよね。もちろんその保健所の許可を取った設備ないし井戸ってということでよろしいですか。

生活環境課長 今回のこの支援につきましては、水道料金の減免を受けられない方というところで広く支援をしたいという思いがございますので、まずその 1 点。実際にその井戸水であるとか、そういった湧き水であるとかっていう部分を、どれだけの方が利用されているのかってというのは、私どものほうも把握ができておりません。ですから、基本的には市の水道契約をされてない方で、井戸水等、水道以外の給水設備をご利用されている方に対して、まずは支援をしたいというふうに考えております。当然、水質検査等ございますけども、そういった部分については強制ではございませんので、そこまでの把握等までは私どもではしていないところでございます。

中平委員 それでは、考え方として、上水道の利用がないところで、うちは井戸水で飲料用、生活用水として使ってますよという申請があったら、それを受け付けるという考えでいいですか。

生活環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。

首藤委員 推計というところと、申請主義というところについての関連です。先ほど、推計ということ、申請主義ということで、これは余ったらどうなるのかなというふうに思いました。繰越せないということやったので、余った場合、他の事業に付け替えることができるのかどうかということをお教えてください。

財政課長 交付金を有効に活用するために財源等を調整して対応してまいりたいと思います。基本的には交付金を全額使いたいと考えております。

首藤委員 なので、申請が思ったほど伸びなくてお金が余ってしまった場合のことで

財政課長 この飲料用井戸等利用者支援事業で余った場合は、他の事業に交付金を回すとかで、交付金を使い切りたいというふうに考えております。

田村継委員 すみません、ちょっともう一度伺いたいします。この 1,000 世帯というのは想定される数であろうということだろうかと思えます。私の認識が違ってたらすみませんが、上水道は利用してなくても下水道のほうを利用されていらっしゃって、そのほうで数を特定するということではできないのでしょうか、伺いたいします。

生活環境課長 井戸水、それからそれ以外の給水設備をご利用されてる方につきましては、その実数の把握は難しいというふうに考えております。

岩藤委員 ちょっと確認なんですけど、先ほどの水道を利用してらっしゃる方は、やはりもうメーターを測るからわかるということで、言うなればちょっとプッシュ式だになっていうふうにちょっと感じてるんですね。だから、自動的に 12 月、1 月分が免除になるというふうな考え方でよろしいですよ——違いますか。(発言する者あり)いや、そう

いうふうにちょっと今理解をしてるんですけど。今、生活環境課さんで把握はしてないっていうふうにはおっしゃったんですけど、実際、自分も井戸水を使っている時に人数分で計算をされてたってということがあったんですよ。だから、そういうことを掘り起こせば、ある意味人数っていうのを把握はできるんじゃないかなっていうふうにちょっと思ったんですけど、なんかちょっと不公平感があるかなって、ちょっと今答弁をお聞きしてちょっと感じた次第なんですけど。そういうところの公平性っていうか、それはどのような感じで、これはちょっと財政課になるかもしれませんが、ちょっとまず生活環境課さんのほうで——それは水道局か。じゃあちょっと撤回しますね。ちょっとちょっと、今話を聞いてて、ちょっとなんか不公平かなって。申請型と何かこう自動的に減額ができるっていうのが、ちょっと何か不公平感を感じたものですから、ちょっとそこのところを聞いてみたいなと思ひまして。すみません、課が違いましたからいいです。

重村委員 6月5日に降りてきて、制度設計って言いますか、事業を組み立てる中で、時間がなかったっていうのもあると思うんですけど、水道が行き渡ってない、その未給水の状況の7パーセントの方も、この物価高騰の中で大変だろうから、きちんと今回も水道料金があるわけですから、減免が。それに公平性を極力担保したいということで今回、制度設計されたと思うんですけどね。そこには、でも全世帯にという思いはあるかもしれませんが、例えば最低ポンプをつけて電気料金を使ってるとか、そういう条件がないと、なかなか私はそうやって件数も分からない云々ってなってきたと思うんですよ。だから、確かに不平等感、不公平感をきちんとこういったところで是正もしないといけないというその思いは、わかりますけれども、そういった条件がこう確定してない中で、それだったらもうほんとに水道がない方全員に、普及してない水道の、極端に言ったら台帳に載ってない方に全部プッシュ型で出しちゃえばいいっていう感覚に私はなると思うんですよ。だから、そこら辺で時間もなかったかもしれないけど、やっぱり大切な予算を執行する側としたら、やっぱり制度設計を最低ポンプをつけて電気代を使っている、そこには物価高騰の影響、電気代も高くなってるからあるだろうとか、そういう確固たる提案をしてくる中で条件っていうのを明確にして、私は予算っていうのは執行していくというべきではなかろうかと思うんですけど。別にちゃぶ台返しをするわけじゃないですよ。全世帯でよければ、水道が行ってないところって水道台帳上に世帯があるわけですから、それ以外のところに全部プッシュ型でやっちゃえばいいのかなっていうふうに思うんですけど、どうですか。

生活環境課長 この支援事業につきましては、今年の2月、それから今回と、水道料金が色々減免、減額等が行われた際に委員会等でも色々論議をされました。それを受けられない方に対する支援はどうなのかっていうところはまず1番でございます。で、当然、執行部としましても、そういった物価高騰で水道を利用されてない方につきましても、当然今言われました電気代でありますとか、いろんな部分で負担があるので、そういった方にも幅広く、公平に支援をしたいっていう思いから、今回この事業

を生活環境課としてできる範囲でありますので、どうしても飲料水というところで、水道以外の井戸水で、それとその井戸水以外にもそういった飲料水を利用される方もいらっしゃいますので、そのあたりについて私どものほうの担当課ででき得る範囲で支援をしてまいりたいというふうに、今回制度設計したものでございます。今おっしゃいましたとおり、もっと幅広くっていう部分もあるかもしれませんが、今回につきましては担当課としてできる範囲で行ったものでございます。

重廣委員 私も 1 点のみ。今の重村委員と真反対になるかもしれません。飲み水だけ井戸水を使ってるけど、あとは水道水という方もおられると思うんですよ。ということは、2 つとも申請制って言われましたので、支援金の二重取りっていうのは失礼ですけど、そういうことになる可能性もあると思います。そのあたりについては、水道課とどのような横の連携を取ってこの制度を進めていかれる予定なのか、伺いたいと思います。

生活環境課長 今回の生活環境課で行います、この井戸等の利用者への支援につきましては、基本的にその水道の利用者の方は別で支援がございまして、基本的には世帯で確認をさせていただいて、水道の契約をしてないっていうことを水道課のほうに確認をした上で、井戸水を利用されている方を対象にしたいというふうに考えております。ですから、水道の契約を世帯としてされている方がいらっしゃった場合には、その方は除外となります。

ひさなが委員 出たら本当に申し訳ないんですけど、支給額が 3,000 円となってるこの理由についてお伺いしてもいいですか。

生活環境課長 こちらにつきましては、先程ちょっと申し上げました前回とそれから今回の 2 度にわたって行います水道料金の支援事業におきまして、平均的な減免額ということで計上をしております。今回の水道料金の減免事業につきましては、大体 1 件あたり約 1,000 円で、前回の 2 月の分については、水道料金、基本料金の減免事業で標準的なサイズのものの基本料金が 2,000 円ということで、合計 3,000 円というふうにしております。

ひさなが委員 前回と今回の金額を合わせたものを、大体合わせたものっていう考え方だと思うんですけど、水道のほうを何パーセント上げますよっていうのは条例でこう決まって、その分をこうカットしますよっていう話で、金額としてはこうだということだと思うんですけど、こっちのその井戸等のほうはそもそもどれぐらい皆さんに負担があるのかちょっとなかなか分からないんであれなんですけど、同じ金額を支援したとしても、その割合っていうものの公平性はどうなのかなっていうところがちょっと疑問があるんですけど、その点についてはどうなんですか。井戸のほうは 3,000 円支援したとしても、水道ほど割合が大きくなかったりとか、逆に井戸のほうはしっかりと割合が取れてるとか。

生活環境課長 水道料金につきましては、色んな径のサイズでありますとか、色んな

ものでやっぱり基本料金が違いますから、当然差が出てきます。井戸の、1 番うちとしては、その平均的な部分、広く皆さんに公正な支援を行うというところで、水道料金と同等額の部分を支援するという形で今回は考えております。

ひさなが委員 普段どれぐらい負担がそれぞれにあるかは置いといて、同じ金額を基本的にはあげていきましようっていう考え方で、この制度をつくられたってこといいですか。

生活環境課長 おっしゃるとおりでございます。

上田委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、生活環境課所管全般について、ご質問はございませんか。

田村継委員 副市長のほうにお伺いしたいというか、少し提案をさせていただければと思います。今回の支援のほうは、水道メーターを設置されている方にはプッシュ型で自動で支援をさせていただく。しかし、井戸水を利用されてる方のほうは把握ができないため、申請をしていただくっていうことで、多少不公平感はあるかと思います。ただ、今後こういった支援のほうのメニューがまた出てくるかもしれません。今後のことを考えて、この機会に井戸水を利用されてる方が実際どれぐらいいるのかというのを把握されてみてはいかがでしょうか。副市長の見解をお伺いできれば。

副市長 ご指摘の点につきましては、実は 1 月の臨時会におけるこの委員会の場、それからこの度、重村委員のほうから一般質問でも取り上げられましたが、今回の補正予算につきましては、臨時交付金が来たということで、水道料金減免事業を別途行う一方で、前回やっておりませんでしたこの井戸等の関係、これについても公平性の観点から、そこも含めた 3,000 円という形で支給をさせていただきます。しかし、一般質問において市長が答弁いたしましたように、いわゆる維持管理費の点も含めて、抜本的に何らかの措置を検討するということについては、来年度以降の予算の中で検討させていただく予定にしておりますので、今回のことでもう全ては終わりという考えではございません。その点だけご理解いただきたいと存じます。

田村継委員 すみません。ちょっと聞きたいこととずれてたので。私は、今後のことも考えて、数の把握だけしておいてはどうかといったことをちょっと提案させていただいたんですが、そこにお答えしていただけなかったのもう一度お願いいたします。

副市長 そういう抜本的な対策、この対策を練るにあたっては実態調査をまずはしなければいけない。その時点で、いわゆる 7 パーセントという先ほど担当課長からも数字が出てましたけれども、実際に飲用として井戸等を使っておられて、ご負担がどのぐらいあるのか、そういった中で井戸等利用者の世帯数をしっかり把握できていくというふうに考えております。それがあっての措置の検討でございます。

田村継委員 ちょっと僕の認識不足だったら申し訳ない。もうこの 1,000 世帯は推計、おおよその数であろうということでちょっと今回色々答弁をいただいたと思うんですが、先ほどの副市長の答弁をいただくと、数のほうはしっかり確定しているということ

だったように聞こえたんですが、どうでしょうか。ちょっともう一度この見解をお願いいたします。

副市長 繰り返しになりますけれども、今から実態調査をするということでございます。あくまでも、7 パーセントとされる中であって、例えば井戸水のほうは散水に使っているとかいうケースもあろうかと思えます。そういった実態を把握して、実際に飲料用に使われているところを今から調査する、その上での抜本的な対策、そういったものを検討してまいります。

田村継委員 では、今後実態に向けて調査していただくことを明言していただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

上田委員長 よろしいですか。ほかに今一度ございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。最後に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

上田委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 ながと国際観光推進事業 126 万円ですけど、この 126 万円の積算根拠についてお伺いします。

観光政策課長補佐 こちらのほうにつきましては、市内宿泊者 1 人当たりの助成金額を 3,000 円としておりますので、バス 1 台 40 人乗車と想定して、10 台分 400 人を乗じて得た助成金額 120 万円に、事業運営事務費 6 万円を加えた金額 126 万円を予算計上しております。

ひさなが委員 今すでに始まっている事業だと思いますけど、この補正を行わなかった場合は今後どうなっていくのか。今現ある補正ではない、当初であった予算はどれぐらい今行っているのかについてお伺いします。

観光政策課長補佐 現状では、助成予算額 80 万円に対して、2 社 6 件、175 人分の申請がありましたので 52 万 5,000 円を交付決定しています。今後 91 人分、27 万 5,000 円の申請見込みがありますので、当初予算に達する見込みになっております。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、この補正を行った場合の経済効果の見込みについてお伺いします。

観光政策課長補佐 現状見込んでおります 345 万 8,000 円に、補正による 520 万円を加えた 865 万 8,000 円が見込まれます。また、そのほか飲食、土産物購入、体験などへの波及も考えられますので、期待される効果としてそれらを見込んでおります。

ひさなが委員 だから、今回補正をすると 520 万円の経済効果が見込めるので、最初のと合わせて 865 万 8,000 円が見込みっていうことですね。今までコンベンションさんとかとも話をすると、やっぱり外国人のお客さんってのは長門にとっては少ないし、今はそれよりも国内にやっぱりしっかりターゲットを絞っていくんだっていうお話

をされてたと思うんですけど、こういった交付金の内容であるものを何て言うんですか、外国人であんまりターゲットとして少ない部分に当てていくっていうのはどういう考え方を持ってるのかなっていうのが気になるのと、その点についてはコンベンションさんとはよく話をされているのか、理解の共有があるのかっていうのをちょっと伺います。

観光政策課長 まず、外国人誘客に対する考え方ということで、国内人口につきましては、どんどん人口が減る中で将来的に国内需要というのは先細りをするが見込まれておりますので、やはりこの観光産業というものを将来まで持続的にやっていくには、ある程度インバウンド、外国人観光客の取り込みということを行っていかねなければいけないというふうに考えております。また、外国人観光客につきましては、平日等に来られるということで、需要の平準化というところとか高単価っていうところにも期待ができるかと思っております。観光コンベンション協会との方向性の共有ということですけども、今、観光コンベンション協会さんと、やはり闇雲に打って出るのではなくて、デジタルマーケティング等を活用してターゲット国の分析とか、そういった現状の分析を行った上で、フェーズを設けて取り組んでいくということで方針等は共有をしているところがございますけれども、やはり現状、インバウンドもたくさん来られ、日本にはですね、来られておりますので、そういった誘客の機会やこういった財源等が活用できる場合は、そういった取組も合わせてやっていきたいというふうに考えております。

上田委員長 ほかにございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議案第 29 号に対する質疑を終結します。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで、予算決算委員会を散会します。どなた様もご苦労様でした。

— 散会 11:15 —